

国選付添人報酬請求等のしおり

(2021.3.26)

## 国選付添事件を受任される弁護士の方へ

### 第1 活動終了について

#### 活動終了日とは…

- ・家裁における審理手続が終了した日（抗告期間満了時ではありません）
- ・抗告裁判所・再抗告裁判所における審理手続が終了した日
- ・国選付添人を解任された日

\*「試験観察」に付された場合は国選付添人の選任効力は継続しますが、6ヶ月経過後は中間払いの対象となります。

\*報酬等を請求しない場合も地方事務所に終了報告が必要です。

### 第2 報酬等の請求について

国選付添人としての活動が終了した場合には、**活動終了日から14営業日以内に**、報告書の提出により、報酬等の請求をしていただくことになります。

**！！ 注 意 !!**  
報告書の提出が遅れた場合には報酬等をお支払いできなくなることがあります

#### 1. 報告書の書式について

報告書の書式は、法テラスのHP(下記)からダウンロードできます。  
なお、旅費等請求書もHPに掲載しています。

法テラスHP（国選関連書式掲載ページ）  
<http://www.houterasu.or.jp/housenmonka/kokusen/>

#### 2. 報酬について

##### ■ 通常報酬

審理回数を基本的な指標としつつ、検察官関与の有無、単独・合議の別等に応じて、算定します。

- **遠距離面会等加算報酬** 後述の「遠距離移動」につき  
25km以上 1回4000円 / 50km以上 1回8000円
- **特別加算報酬** 下記に該当する場合は、それぞれ一定の加算報酬を算定します。
  - **特別案件** = 通常報酬の50%を加算  
前に選任されていた国選付添人が、少年による暴行・脅迫等を理由に解任された事件のことです。
  - **特別成果**
    - 非行事実なし** = 通常報酬の100%を加算(加算上限50万円)  
送致事実の全部又は一部について非行事実が認められないことを理由に保護処分が付さない旨の決定があった場合です。  
\*付添人が送致事実を争わなかった場合は除きます。
    - 和解契約等(示談成立等)** = 被害者数等に応じて加算  
被害者(※1)との間で示談等が成立し、これを証する書面が審判で証拠として取調べられた場合です。(「減刑嘆願書」「50%以上の損害賠償」「実質的損害賠償」「私法上の和解成立」(※2)のいずれかによって段階的に加算します)  
※1 実務では、様々な被害者との間で示談交渉を行う場合がありますが、報酬算定の対象となるのは、裁判所が認定した非行事実<sup>に</sup>摘示された損害に係る被害者に限られます。  
※2 例えば、私法上の和解(示談)の書面には「清算条項」が記載されていること、減刑嘆願書には、罪を許す旨や、寛大な処分を嘆願する旨の記載がされていることなどを目安としています。
    - 環境調整** = 3万円を加算  
国選付添人が、少年の就学先、就労先又は居住先を確保し、かつ、保護処分<sup>に</sup>付さない旨の決定又は保護観察決定がなされた場合です。
    - 抗告趣意書提出** = 1万円を加算  
保護処分決定に対し、抗告申立書を作成・提出した場合です。

### 3. 費用について

---

- **記録謄写費用**  
原則 200枚を超える部分につき、1枚20円の定額又は40円を上限とする実費額  
→ **例外** ①否認事件、②法定刑に死刑の定めのある罪に係る保護事件、③故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪に係る保護事件、④2000丁超の保護事件については、全謄写枚数が対象となります。(但し、1枚単価白黒40円、カラー100円を上限とする実費額)

## ■ 遠距離接見等交通費・出張旅費

遠距離移動や出張の際の交通費は、通常の経路方法に基づく実費額・燃料代又は直線距離に応じた定額を支給します。

(報告書とは別の書面で、移動経路・実費額などについて報告していただくことになります。)

(航空機・有料道路・船を利用した時は、請求の際に支払を証明する領収証等が必要になります(航空機は半券等の発着空港が分かる資料も必要)。なお、いずれも通常の経路と認定された場合のみ支給します。)

(鉄道のグリーン料金や、航空機のエコノミー以外の料金は支給対象外です。)

**遠距離移動** 事務所所在地を管轄する簡易裁判所から、直線距離で片道25km以上又は経路で片道50km以上の場所に面会、記録閲覧・謄写、鑑別技官との打合せ、示談交渉、非行現場確認、目撃者・証人・事件関係者との打合せ、少年保護者・親族・身元引受人・学校関係者・雇用主・補導委託先等との打合せに赴く場合

\*記録謄写の場合のみ、履行補助者(事務職員)も交通費支給対象となります(遠距離接見等加算報酬の対象にはなりません)。

**出張** 事務所所在地を管轄する簡易裁判所の管轄区域外で、かつ同簡裁からの直線距離で8kmを超える場所で行われる審理その他の裁判手続期日等に出頭する場合

## ■ 審判準備費用

①診断書の作成料、②23条照会の手数料、③行政機関が発行する証明書の発行手数料、④謄写記録の引継ぎを受けるのに要した送料(原審(または前任)の付添人が、法テラスから謄写費用の支払いを受けている場合に限る)、⑤審判書謄本の交付手数料につき、総額3万円を限度として実費を支給します。

## 第3 報酬等の支払について

### 1. 不服の申立て

地方事務所から通知された金額については、通知を受けてから**7営業日以内に1回に限り不服の申立て**をすることができます。この場合の書式は、法テラスのHPからダウンロードすることもできますし、地方事務所にも置いてあります。

### 2. 送金について

通知から7営業日経過した日又は不服申立ての結果の通知を受けた日に金額が確定し、同日の属する月の翌月20日までに指定口座に送金します。

### 3. 税金の取扱いについて

報酬基準の定める金額には消費税相当分が含まれています(**内税方式**)。

また、国選付添人に支払われる報酬・費用(通訳費用・交通費・謄写費用を含む)は、全体として源泉徴収の対象として取り扱われます。